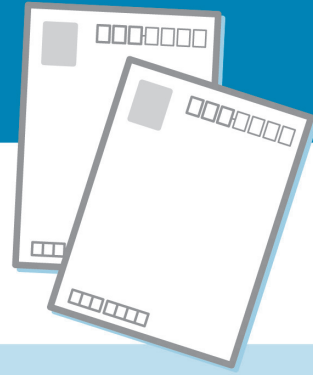


戸籍に記載する予定の振り仮名の 通知書が発送されます

市民課 ☎⑩9134



戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。)が施行された時点で戸籍に記載されている人には、本籍地から、おおむね8月ごろまでに戸籍に記載する予定の振り仮名を順次通知することとされています。

※本籍地が廿日市市以外の方は、通知書の発送時期に関しては、各本籍地に問い合わせてください

本籍地が
廿日市市
の人

7月中旬ごろに通知書を送付する予定です。

●通知書が届いたら

通知した振り仮名に間違いがないか必ず確認をしてください。間違いがない場合は、届け出の必要はありません。
通知した振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は、令和8年5月25日(月)までに正しい振り仮名の届け出をしてください。
※改正法の施行日(令和7年5月26日)から1年以内に届け出がない場合は、通知した氏名の振り仮名が市区町村長により戸籍に記載されます
※届け出に手数料はかかりません

●発送方法など

通知書は、原則として戸籍単位で郵送します。戸籍内で同じ住所の方は、1通につき原則4人まで記載されるため、4人以上の場合は2通以上に分けて郵送されます。戸籍内で別住所の方は、住所地ごとに郵送します。

●届け出の方法など

マイナポータル、市区町村窓口へ直接、本籍地へ郵送のいずれかの方法で届け出てください。

氏は、原則筆頭者が単独で届け出をしてください。筆頭者が除籍されている場合はその配偶者が、その配偶者も除籍されている場合は子が届出人となります。

名は本人(15歳未満の人の届け出は、親権者などの法定代理人)が届け出をしてください。

詳しくは市
または法務省
ホームページを
確認してください



※一般的な読み方以外の届け出は、旅券(パスポート)や預貯金通帳など、現にその読み方を使用していることを証する資料の写しが必要です

※他の行政手続きなどで、すでに使用している氏名の振り仮名が戸籍上の氏名の振り仮名と食い違うことがあると、他で使用している振り仮名の変更手続きが必要となるなど、不都合が生じる可能性があります

●振り仮名専用ダイヤル ☎⑩1136(7月15日(火)から開設)

令和7年度 廿日市市職員採用試験

令和8年4月1日採用予定

募集要項

試験区分		採用予定人数	主な受験資格	第1次試験日
消防	教養 (高卒程度)	2人程度	平成10年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で27歳以下の人)	9月21日(日)

申し込み方法

受験資格、試験会場、申し込み方法など、詳しくは、受験案内で確認し、二次元コードから申し込んでください。
※学歴は問いません
※気象状況などにより、日程を変更する場合があります
※採用予定人数は変更することがあります

はつかいちを愛し、はつかいちの
まちづくりのために頑張れる職員を募集します。
問い合わせ 消防本部総務課 ☎⑩9231

市ホームページ▶



介護保険料額のお知らせ

7月中旬に、令和7年度の介護保険料額決定通知書を送付しますので確認してください。
65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに必要な費用などから算出された基準額を基に、3年ごとの事業計画で決定しています。介護保険料の額は一人一人の収入を考慮して所得段階により異なります。

◆第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

保険料段階			令和7年度	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人		※1,567円	※1万8,804円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9千円以下の人			
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9千円超120万円以下の人	※2,309円	※2万7,711円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人	※3,766円	※4万5,196円
第4段階	本人が市民税非課税 (世帯に課税者あり)	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9千円以下の人	4,949円	5万9,382円
第5段階 基準額		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万9千円を超える人	5,498円	6万5,980円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	6,598円	7万9,176円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	7,148円	8万5,774円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	8,248円	9万8,970円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	9,072円	10万8,867円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	9,622円	11万5,465円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1万172円	12万2,063円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1万997円	13万1,960円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	1万2,096円	14万5,156円

■合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計のことで、扶養控除や医療費控除をする前の金額です。土地、建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、それを控除した後の金額です。

※低所得者の負担を軽減するため、保険料段階1〜3段階に該当する人の保険料は、公費を投じて行う軽減措置適用後の額となっています

納付方法 年金から差し引かれる「特別徴収」と口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。

特別徴収の対象は、老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受給している人です。

※特別徴収の対象となる人でも、年度の途中で65歳になった人や転入・転出した人などは自分の間普通徴収です
※保険料を滞納すると、介護サービスの利用が制限されることがあります

介護サービスを利用する人へ 問い合わせ 高齢介護課 ☎⑩9157

■介護保険負担割合証の発行

事業対象者または要支援、要介護の認定を受けている人全員に、8月からの利用者負担の割合(1〜3割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。

■食費などの負担軽減【要申請】

介護保険施設に入所した場合(ショートステイを含む)、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要です。

ただし、一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。

対象

市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身または夫婦で一定の金額以下の人

※現在、負担の軽減を受けている人の有効期間は7月末までのため、毎年更新の手続きが必要です。通知を送付しているため、早めに手続きをしてください

※負担軽減の割合や預貯金などの資産要件は、所得に応じて異なります

